公益財団法人鳥取県東部環境管理公社
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成26年４月１日

改正　令和４年６月２４日

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人鳥取県東部環境管理公社（以下「本公社」という。）定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 常勤役員とは、理事のうち、本公社を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　本公社は、常勤役員、非常勤役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　常勤役員には、別表第１に基づき定例役員報酬を支給する。

３　非常勤役員及び評議員には、別表第２に基づき報酬を支給する。

４　役員等には、役員賞与及び退職慰労金を支給しない。

（定例報酬の額の決定）

第４条　本公社の常勤役員の定例報酬の額は、別表第１のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

（定例報酬の支給）

第５条　定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

（費用）

第６条　本公社は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第７条　本公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第８条　この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

（補則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　則

この規程は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年６月 24 日から施行する。

別表第１

常　勤　役　員　の　報　酬

役　　名	区　　分	金　　額
常　勤　役　員	年　　額	4,000,000円以内

別表第２－（１）

非　常　勤　役　員　の　報　酬

役　　名	区　　分	金　　額
非　常　勤　役　員	日　　額	10,000円

別表第２－（２）

評　議　員　の　報　酬

役　　名	区　　分	金　　額
評　　議　　員	日　　額	10,000円